

## 執行、倒産及び過料手続のデジタル化に伴うシステム開発について（令和6年11月時点）

**赤枠**の部分のとおり、執行、倒産及び過料手続について、民事訴訟等のシステムとは別に、新システムの開発を行う予定です。

